

紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律等施行規則

制定 令和5年4月1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び紀南環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年紀南環境広域施設組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

第2条 法第87条第1項の規定による、実施機関が保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法については、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 音声データ 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
- (2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録用紙に出力したものの閲覧又は交付  
(写しの交付及び送付に要する費用)

第3条 条例第3条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用の額は、次のとおりとする。

区分				金額
写しの作成に 要する費用	複写機による 写しの作成	日本産業規格A列	白黒	1枚につき10円
		3番までの用紙	カラー	1枚につき50円
	上記以外による写しの作成			当該作成に要する費用に相当する額
写しの送付に要する費用				当該郵便料金に相当する額
備考 複写機により1枚の用紙の両面を使用して写しを作成する場合は、2枚として計算する。				

2 前項の費用は、保有個人情報の写しの交付前に納付しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。